

春日井市消費生活センターだより

令和3年度 第2号



令和3年7月

春日井市 市民生活部 市民活動推進課 消費生活担当発行

1. 令和3年5月の春日井市での相談概要

(1) 相談者の年齢

令和3年5月に春日井市消費生活センターで受け付けた相談件数は80件あり、前年の同月と比較すると14件減少となりました。年齢、相談内容の内訳は下表のとおりです。

5月は20代の若い世代からの相談が最も多い結果となりました。一方で、70代からの相談も同数近くあり、高齢者の消費者トラブルも相変わらず多いことが分かりました。

相談内容に関しては、前月に引き続き、ネットトレード(ネットショッピング)が一番多い結果となりました。ネットトレードは若者だけでなく、幅広い年代から相談が寄せられています。

相談者の年齢

20歳未満	3人
20代	18人
30代	11人
40代	9人
50代	10人
60代	6人
70代	17人
80代	4人
不明	2人

相談内容ワースト5



2. 今月の相談ピックアップ

◆訪問販売

5月には、消費者センターに新規で4件の訪問販売により発生した相談が寄せられました。相談内容を確認したところ、訪問販売を断り切れずに物やサービスについての契約をしてしまい、後に不必要な契約だったと思い、消費生活相談を希望するケースが多いことが分かりました。

訪問販売等の消費者にとって不意打ち性が高い契約については、消費者が冷静に考えることができるように、契約後一定期間内（訪問販売は8日間）であれば、無条件で契約を解除できるクーリングオフ制度があります。

訪問販売で契約内容を聞く際に、自分にとって本当に必要な契約かよく考えてから、契約する必要があるとともに、契約を取り消したい時は、クーリングオフの手続きをするため早期に消費生活センターに相談することが重要となります。

訪問販売の相談内容例

相談者：30代男性	
相談内容	分譲マンションの業者が訪問した。3度目の勧誘を電話で断ったが、脅迫めいたことを言われ断れなかった。訪問を断りたい。
相談結果	マンション販売時の勧誘は宅建業法で規制されており、長時間の勧誘や怖がらせるような行為は禁止されていることを伝えた。 その後、相談者より本社の窓口に架電し、担当者の不適切な勧誘方法を情報提供し、再勧誘を断るように提案した。

相談者：50代男性	
相談内容	キッチンの配管が詰まったのでネットで調べた業者を息子が呼び、修理を依頼したが、非常に高額な代金を請求された。支払いたくない。
相談結果	排水溝の詰まりのトラブル事例について説明した。 また訪問販売に該当することから、契約日から8日以内に契約者本人が記載しクーリングオフ通知を発送する方法について説明した。

相談者：80代女性	
相談内容	昨日、訪問販売で屋根瓦の補修工事を契約したが、同居の息子に反対された。クーリングオフしたい。
相談結果	訪問販売に該当するので、8日以内にクーリングオフ通知書を発送するとクーリングオフできることを説明した。 書面の書き方と、クーリングオフの効果について伝えた。

相談者：20代男性	
相談内容	昨夜来た業者に、浄水器を付けられた。クーリングオフしたい。
相談結果	訪問販売によるクーリングオフを助言した。 返品手続きを担当業者に聞いたところ、本社に尋ねるようにとのことであつたため、相談者に本社に架電し返品方法を聞くように助言した。

3. 消費者問題ニュース

◆送り付け商法に関する法律改正

特定商取引法が改正され、7月6日から施行されます。この法改正により、送り付け商法に遭った消費者は、届いた商品を、直ちに処分出来るようになりました。

送り付け商法とは、頼んでもいないのに、勝手に商品を送りつけ、料金を請求するという悪質商法です。昨年、新型コロナウイルスの感染拡大が始まり、全国的にマスクや除菌剤の不足が深刻であった時は、それらの送り付けが流行しました。現在でも、様々な商品の送り付けがあり、健康食品やサプリ等の定期購入を装った送り付けも出始めています。

今までは、こうした送り付け商法に遭った際は、届いた商品を14日間保管する必要がありました（送り付けてきた事業者に商品の引き取りを要請した場合は7日間）。

しかし、今回の法改正で、売買契約が成立していない商品を送り付けた事業者は、その商品の返還を請求できなくなるため、消費者が直ちに処分してもよくなりました。代金支払義務を負うこともありません。

昨年度、春日井市消費生活センターには、送り付け商法の相談が44件あり、そのうち半数を超える25件が65歳以上からの相談でした。身近で、こうした被害に遭って困っている方をお見かけしたら、消費生活センターで相談できることを、お伝えください。

春日井市消費生活センター

春日井市 市民生活部 市民活動推進課（3階）

受付 月曜日～金曜日（祝日除く）

午前10時～正午 午後1時～午後3時

電話 85-6616